

令和4年東御市議会3月定例会 施政方針

(令和4年2月18日 午前9時開会)

1 はじめに

本日ここに、令和4年東御市議会3月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

2 諸般の情勢

さて、世界的な流行が続く新型コロナウイルスは次々とその姿を変え、昨年夏、日本に第5波をもたらしたデルタ株から、より感染力の強いオミクロン株に置き換わり、年明け早々、さらに大きな第6波として全国で急激な感染拡大を引き起こしています。

1月9日に広島、山口、沖縄の3県に適用された「まん延防止等重点措置」の区域は、27日に長野県を含む34都道府県、更に2月17日現在では36都道府県にまで広がりました。

長野県におきましては、1月27日から重点措置が適用されたことに伴い、27日に県全域の感染警戒レベルを最高の「6」に引き上げ、これ以上の感染拡大に歯止めをかけるため、飲食店等への営業時間短縮の要請、感染不安のある人の無料検査、「新型コロナ『オミクロン株』と闘う県民共同宣言」の発出等を行いました。

本市におきましても、1月末から、ほぼ毎日、新規陽性者が確認される中、市民病院でも勤務する職員の陽性が確認され、市民をはじめ利用者の皆様には、ご心配とご不便をお掛けすることとなりましたが、十分な検査体制を整え、業務に支障の無いよう努めておるところでございます。

このほか、公共施設の利用制限、各種イベントの中止や延期、小中学校・保育園の休校や休園など、感染拡大防止のための措置

として万全を期すため、皆様には、ご不便やご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密の回避など基本的な感染防止策の徹底をお願い致します。

ワクチン接種につきましては、2月17日現在で2回目の接種率が87.8%となっており、現在も、市民病院等で1回目の方を含め接種を継続しております。対象者の概ね9割の方が接種を受けられました。

また、2回目の接種を完了した方を対象とする3回目の追加接種については、昨年12月から医療従事者、1月中旬から高齢者施設等の利用者及び従事者を対象に開始し、1月31日からは、一般の高齢者についても開始したところであります。

使用するワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製がほぼ半々ずつ国から配分される見込みであり、ともに効果や安全性が認められております。

追加接種が早期に完了するよう進めてまいりますので、安心して、いま打てるワクチンで接種を受けていただきますようお願い致します。

また、5歳から11歳までの子どもへの接種につきましては、先般ワクチンが薬事承認され、3月上旬には、国から配分される見込みとなっております。12歳以上の接種と同時並行になりますが、希望者には早めに接種が受けられるよう、医療機関と協議のうえ体制を整えてまいります。

なお、未接種の皆様には、接種をご検討いただきますよう改めてお願い申し上げます。

(社会経済及び国政の情勢)

内閣府が1月18日に発表した令和4年1月の月例経済報告によ

りますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる」と12月から引き続き同様の報告となっております。

また、財務省関東財務局が25日に発表した県内の令和3年10月から令和4年1月の経済情勢では、「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある」と同様の判断を4期連続で据え置いております。

先行きについては、「感染対策に万全を期し、社会経済活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される」ただし、「感染症による影響や原材料価格の動向等による下振れリスクに十分注意する必要がある」としておりますが、今回の報告では、オミクロン株による感染の急拡大の影響が十分には反映されておらず、本市としましては、日々の経済動向や国の経済対策等を注視しながら、関係機関と連携を図り、市の発展のために必要な施策を迅速かつ的確に実施してまいります。

3 令和4年度市政運営

ご提案致しました諸議案をご審議いただくにあたり、市政運営に臨む所信の一端を申し上げます。

私は、平成20年4月の初当選以来、今年の4月をもちまして、就任15年目を迎え、4期目の折り返しとなります。

この間、「持続可能な美しいふるさと“とうみ”」の実現に向け、助産所とうみの開所、第3子以降の保育料無料化、小学校区単位の地域づくりの推進、生ごみリサイクル施設の稼働、千曲川ワインバレー特区の推進、ギガスクール構想への取組み、公共施設やインフラ資産の長寿命化対策の促進、そして、湯の丸高原スポーツ交流施設「GMOアスリーツパーク湯の丸」につきまして

は、この1月に関係者ととも「成果報告会」を開催させていただくまでに至りました。

民間感覚での行政経営により「東御市の地方創生」を着実に前進させ、東御市の魅力アップと暮らしやすいまちづくりの推進に日々全力で取り組んでまいりました。

更に、この2年間は、令和元年台風第19号による被害からの復旧・復興と新型コロナウイルス感染症との闘いの日々でもありました。

(1) 台風第19号被害からの復旧・復興

令和元年10月の台風第19号による大災害に対しましては、道路、橋梁、農地・農業用施設の復旧を最優先に進めてまいりました。関係各位のご努力により、懸案でありました「海野宿橋」の復旧につきましては、国土交通省からのプレスリリースによりますと、3月1日に開通するとのことであり、桜の開花時期に合わせた海野宿復興イベントを計画するなど、これを機に、海野宿をはじめとする東御市の新たな歴史が始まるものと期待しています。

今後も市民が安心して安全に暮らせる強靱なまちづくりのため、これまでの経験を糧とした「災害対応力」や「地域防災力」の向上に努めてまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

一昨年からの新型コロナウイルス感染症対策につきましては、「感染拡大防止」、「医療崩壊回避」そして「経済活動を維持すること」を同時に行うため様々な取り組みを実施してまいりました。

国の定額給付金に加え、市の独自事業としての「出産・育児支援特別給付金」に取り組むとともに、「事業継続緊急支援金」や「公共交通事業者緊急支援金」、「飲食事業者等緊急支援金」による更なる支援に加え、「とうみ応援クーポン券利用事業」などに

よる市民の消費意欲の喚起に努め、地域経済の活性化にも取り組んでまいりました。

(子育て世帯への臨時特別給付金)

また、「子育て世帯への臨時特別給付金」として、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生相当の年齢までの子どもに1人当たり10万円の現金での支給を、12月27日と1月25日に分けて行ったところでございます。

これまで対象者4,506人に対して4,418人、4億4,180万円を支給し、支給率は98%となっております。

なお、令和4年3月31日までの新生児が対象となっておりますので、随時支給してまいります。

(灯油購入費助成事業)

原油価格高騰に対する緊急経済対策として、冬期間の暖房等に必要な家庭用灯油代金の一部について、住民税非課税世帯であって、75歳以上のみの世帯や重度の障がい者等のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、1世帯あたり1万円を支給しております。

1月25日に対象世帯1,443世帯に対して853世帯、853万円を支給し、支給率は59.1%となっております。

なお、申請がされていない世帯に対しては、1月31日に再度個別に通知し、勧奨したところでございます。

(住民税非課税世帯への臨時特別給付金)

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活や暮らしを速やかに支援するため、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給する関係予算3億3,588万8千円について、1月5日付けで専決処分をさせていただきました。

対象世帯として、令和3年度分の住民税が非課税である約2,800世帯、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同一の世帯に属する者の全員が住民税非課税である世帯と同様の事情にあると認められる約500世帯を見込んでおります。

令和3年度分の住民税非課税世帯に対しては、3月上旬から支給できるよう準備を進めており、家計急変世帯に対しては、市報や市ホームページ、「まいさぽ東御」などの相談窓口で周知を図り、令和4年9月30日まで申請を受け付け、随時支給してまいります。

4 令和4年度重点施策の概要

続きまして、令和4年度に取り組む主な重点事業について申し上げます。

まずは、台風第19号災害の復旧事業と新型コロナウイルス感染症対策を最優先に実施するとともに、「第2次東御市総合計画・後期基本計画」に掲げるまちづくりの基本目標の6項目に基づき、停滞の許されない事業や第2期総合戦略に掲げる事業などを主に重点事業と位置付けました。

台風第19号災害の復旧事業につきましては、「布下橋、切久保橋、本下之城橋」並びに「加沢新堰頭首工」等の早期復旧に引き続き努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策としましては、ワクチン接種が円滑に進められるよう全力を尽くすとともに、安心・安全な市民生活を守るため、引き続き、必要な感染拡大防止策と社会経済対策に取り組んでまいります。

次に、「総合計画」に掲げるまちづくりの基本目標の6項目に沿い、重点事業について申し上げます。

(1) 豊かな自然と人が共生するまち

基本目標の1、「豊かな自然と人が共生するまち」づくりでは、東御市の豊かな自然環境と、快適な生活環境を守り育てるため、市民・事業者と共に環境保全活動を推進してまいります。

省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、地球温暖化などの気候変動に対する危機感を市民と共有し、環境意識の啓発にも努めてまいります。

また、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、「第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画」を見直すとともに、国等の施策を注視し、脱炭素社会構築のための新たな事業展開を検討してまいります。

また、市民の皆さまに日々実践いただき、長年取り組んでおります「ごみの減量化・資源化」により、全国レベルでもゴミの排出量が極めて少ないという現実には、市全体での取り組みの成果であり、市民一人ひとりが誇りに思っていただけのように引き続き取り組んでまいります。

(2) 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち

基本目標の2、「安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち」づくりのための基盤整備と公共交通の利便性向上に努めてまいります。

空家対策につきましては、長期間放置され、周辺環境に悪影響を及ぼしている特定空家に対する適切な対応を行っていくとともに、利用できる「空き家」を有効活用し、移住・定住の促進にも繋げてまいりたいと考えております。

道路整備では、幹線道路や集落内の生活道路の舗装修繕に積極

的に取り組んでまいります。

また、利便性の高い情報伝達を円滑に推進するため、配備から12年が経過します「防災ラジオ」の更新を図ってまいります。

公共交通システムでは、「地域公共交通計画」の策定により、持続可能で利便性の高い「新しい地域公共交通システム」の構築を目指してまいります。

下水道事業においては、下水道施設の統廃合を進め、施設の効率的な維持管理と経営基盤の安定・健全化を図ります。

(3) 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標の3、「子供も大人も輝き、人と文化を育むまち」づくりのため、様々な支援を必要とする全ての子どもと、その家庭への「切れ目ない支援」に取り組めます。

福祉部門、教育部門から必要な業務を集約した「子ども家庭支援室」を新設します。これにより、健康福祉部と教育部が連携した「子どもサポートセンター」を組織して、「子育て支援」の実現を図ってまいります。

また、来年度から本格的に稼働します総合型地域スポーツクラブ「サニー・とうみ」の育成を図り、「する・みる・ささえる」スポーツ活動を推進してまいります。

(4) 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標の4、「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」づくりを促進するため、生活にお困りの方の自立支援事業やフレイル対策に取り組むとともに、医療と介護の相談支援体制を充実してまいります。

市民病院を核とした、医療、介護、福祉分野の連携を強化し、

高齢者も、障がい者も安心して、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていける、地域包括ケアシステムの実践とその啓発に取り組んでまいります。

(5) 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち

基本目標の5、「地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち」づくりに関しましては、「Withコロナ」、「Afterコロナ」を意識した、農業、商工業、そして6次産業化の振興と関係人口の創出に取り組んでまいります。

祢津御堂地区のワイン用ぶどう団地につきましては、農用地面積23.7ヘクタールにおよぶ本州屈指のヴィンヤードが完成し、苗木の定植も進んでいます。

令和4年度は、地区内に創設した非農用地の活用に向け、整備事業を推進するとともに、民間による醸造施設の整備を支援することで、更なるワイン産業の振興が図られ、地域の活性化に大いに資するものと確信しております。

湯の丸高原のスポーツツーリズム推進事業につきましては、とうみ湯の丸高原スポーツコミッションと連携して、「プロモーション活動」、「高地トレーニングの効果研究」を継続して行い、更なる利用者の獲得を目指してまいります。

また、湯の丸における高地トレーニングは、1月の事業成果報告会でも、利用された皆さんから非常に高い評価をいただいているところであります。これを追い風に、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を目指してまいります。

台風第19号と新型コロナウイルスにより大きな打撃を受けました観光産業につきましては、「Withコロナ」、「Afterコロナ」時代

に対応した滞在型コンテンツの充実とふるさとPR大使であります丸山 智己さんにもご協力いただきながら、情報発信による積極的なプロモーション活動を行ってまいります。

また、移住希望者に即応できるよう、専門的に支援いただく地域おこし協力隊を配置するとともに、移住体験施設を整備しながら、地域とともに移住定住支援を行う仕組みづくりに着手したいと考えております。

(6) 市民と共に歩む参画と協働のまち

基本目標の6、「市民と共に歩む参画と協働のまち」づくりでは、新型コロナウイルスにも配慮した事業を展開してまいります。

行政に求められるデジタル技術の積極的な活用としまして、市民の利便性向上とともに、事務の効率化を図るため、子育て・介護に関する行政手続きのデジタル化を目指し、システム整備を行ってまいります。

小学校区単位の地域づくり協議会の活動支援につきましては、各「地域ビジョン」の具現化と将来にわたって持続可能な地域活動の維持及び協議会の更なる活性化を図るため、市職員による支援体制を更に強化してまいります。

また、芸術むら公園を拠点とし、芸術・文化を活用した賑わい創出のためのエリアマネジメント事業を展開してまいります。

5 令和4年度予算編成方針

次に、令和4年度各会計に係わる予算編成の基本的な方針につきまして申し上げます。

最初に、国における令和4年度予算編成についての考え方がありますが、

一点目に、新型コロナウイルスの感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現に向けて取り組むこと。

二点目として、新型コロナウイルスの克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進すること。

三点目として、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するための成長戦略、分配戦略などに予算を重点配分するとともに、東日本大震災をはじめ、各地の災害からの復興・創設や防災・減災、国土強靱化等に対応すること。

また、骨太方針2021に基づいて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた「16か月予算」の考え方のもと、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体とした編成として、適切かつ効果的な支出を推進するとしています。

このような方針に基づいて編成された国の令和4年度一般会計歳入歳出概算の規模は107兆5,964億円、対前年比0.9%増となっています。

本市の令和4年度の予算編成は、一般財源枠配分方式を採用した予算編成として、昨今の社会情勢に鑑みながら基金残高の減少に留意しつつも、基金からの繰り入れにより、「第2次東御市総合計画・後期基本計画」に基づく事業推進を停滞させることが無いよう予算の配分を致しました。

はじめに、一般会計の歳入に関して申し上げます。

まず、市税につきましては、個人市民税ではコロナ禍における個人事業主や給与所得者の所得の増額が見込めない中で、過年度分を含め、前年度に比べ100万円の増、法人市民税につきましては、企業収益の減収が引き続き見込まれるものの、一部持ち直しの動きがあることから、500万円ほどの増を見込んでおります。

また、固定資産税では、家屋の新增築や償却資産の増設が見込まれるため2億2,700万円、都市計画税で1,400万円ほどの増額を見込んでおり、市税全体の歳入では、前年度比6.9%、2億5,100万円増の38億8,400万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、国が示す令和4年度の地方財政計画により、2億9,800万円の増額を見込みました。

次に、歳出につきましては、事務事業の見直しなどにより、経常経費の抑制に努めるとともに、投資的経費の継続事業や重点施策について精査したところであります。

なお、市債は地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債2億2,900万円を始め、社会資本整備総合交付金事業の財源に充てる「公共事業等債」、公営住宅ストック総合改善事業の財源に充てる「公営住宅建設事業債」のほか、防災ラジオ整備事業等に充てる「緊急防災・減災事業債」、市道の舗装・修繕等の財源に充てる「緊急自然災害防止対策事業債」など、合計で6億3,700万円を見込むとともに、財源不足を補う基金繰入金については、前年度当初予算に対し、1,200万円減の8億8,000万円を計上いたしました。

その結果、一般会計関連の令和4年度末の起債残高は、前年度末に比べ11億4,200万円減の176億5,600万円、積立基金残高の合計は、37億8,700万円となる見込みであります。

6 令和4年度歳入歳出予算案の概要

それでは、本定例会に提案いたします議案第2号から議案第9号までの令和4年度予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第2号の一般会計の総額は144億2,200万円で、令和3年度当初予算と比べますと7億5,600万円、率にして5.0%の減でございます。

その主な要因は、台風第19号災害の復旧・復興事業などの減によるものでございます。

歳入の主なものは、市税が38億8,400万円、地方交付税が43億円、国庫支出金が14億7,300万円、県支出金が9億7,100万円、繰入金が8億8,000万円、市債が6億3,700万円などとなっております。

歳出の主なものは、総務費が23億4,000万円、民生費が45億5,900万円、衛生費が12億2,600万円、土木費が15億5,800万円、教育費が7億6,600万円、公債費が18億1,900万円などとなっております。

次に、議案第3号から第6号までの特別会計は、4つの会計の総額で68億200万円となり、令和3年度当初予算と比べますと2億3,900万円の増となっております。

また、議案第7号から第9号までの水道事業、下水道事業及び病院事業の3つの公営企業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は65億2,900万円となり、前年度当初予算と比べますと6億4,600万円の増となっております。

詳細につきましては、それぞれ担当部長等から申し上げます。

7 提案議案の概要

次に、その他の議案につきまして、その概要を申し上げます。

(令和3年度補正予算の専決処分の承認)

議案第1号「令和3年度一般会計補正予算（第13号）」につきましては、法の定めにより1月5日に行った専決処分について、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございまして、国が進める「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に伴い、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を速やかに支給するための補正でございます。

(補正予算)

次に、議案第10号から議案第19号までの10件は、令和3年度の一般会計をはじめ特別会計及び、公営企業会計に係る補正予算でございます。

はじめに、議案第10号「令和3年度東御市一般会計補正予算（第14号）」につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ433万7,000円を増額するものでございます。

主な内容としましては、国が「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に掲げる分配戦略として行う、保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等を対象とした処遇改善に係る費用のほか、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用などがございます。

いずれも、新型コロナウイルス対策に係る国庫支出金などを財源とするものでございまして、早急にご審議、ご決定をお願いするものでございます。

次に、議案第11号「令和3年度東御市一般会計補正予算(第15号)」につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ9,354万6,000円を増額するものでございます。

年度末にあたり、事務事業の確定等に伴う歳入及び、不用額の減額補正のほか、

歳出では、国の補助事業の前倒しに伴う、社会資本整備総合交付金による中央公園内木道等の設置に係る工事費、病院事業会計への負担金、温泉施設等指定管理委託料、基金積立金などの増額をお願いするものでございます。

歳入では、市民税・固定資産税等の市税及び、普通交付税の追加交付による地方交付税のほか、社会資本整備総合交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増額をお願いするものでございます。

次に、議案第12号「令和3年度東御市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」につきましては、一般被保険者療養給付費の増額及び事務事業の実績見込みによる減額補正等でございます。

次に、議案第13号「令和3年度東御市介護保険特別会計補正予算(第3号)」につきましては、居宅介護サービス給付費等の増額及び事務事業の実績見込みによる減額補正等でございます。

次に、議案第14号「令和3年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、本年度末の特別会計廃止に伴う一般会計繰入金の増額等の補正でございます。

次に、議案第15号「令和3年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正でございます。

次に、議案第16号「令和3年度東御市湯の丸高原屋内運動施設事業特別会計補正予算(第3号)」につきましては、寄附金の増に伴う湯の丸高原施設基金積立金並びに地方創生基金積立金の増額補正でございます。

次に、議案第17号「令和3年度東御市水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、一般会計からの繰入金収入の減額補正及び事務事業の確定等による支出不用額の減額補正でございます。

次に、議案第18号「令和3年度東御市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、一般会計からの繰入金収入の減額補正及び事務事業の確定等による支出不用額の減額補正でございます。

次に、議案第19号「令和3年度東御市病院事業会計補正予算(第2号)」につきましては、収益的収入における外来収益等医業収益の減額のほか、一般会計からの繰入金及び県補助金の増額、並びに資本的収入に係る一般会計繰入金の増額などの補正でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長等から申し上げます。

続きまして、条例等の議案について説明申し上げます。

(条例関係)

議案第20号につきましては、地域猫活動支援のために寄せられた寄附金を積み立てるための基金を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第21号から議案第28号までの8件につきましては、いずれも既存条例の一部を改正するものでございます。

(事件案件)

議案第29号につきましては、「上田地域広域連合ふるさと基金」に係る権利の一部放棄について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第30号につきましては、「湯の丸高原スポーツ交流施設指定管理者の指定」に関するもので、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第31号から議案第33号までは、「市道路線の認定及び廃止」並びに「佐久市 市道路線の認定の承諾」につきまして、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それぞれの詳細につきましては、担当部長から申し上げます。

(人事案件)

議案第34号から議案第38号までは、人事案件として、教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任及び固定資産評価審査委員会委員の選任について、それぞれ所管する法律の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案の概要は、以上のとおりでございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、ご承認、ご同意及びご決定を賜りますようお願い申し上げます。

8 むすびに

今年の干支は、「壬寅」であります。

「壬寅」は、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれる状態を表していると言われております。

令和4年は、猛威を振るってきた新型コロナウイルスが収束し、これまでの日々の積み重ねにより内に蓄えられた漲(みなぎ)るパワーでアフターコロナの新たな時代を切り開き、輝かしく飛躍の年となることを願っております。

市民の皆様の幸せと東御市の発展のため、粉骨砕身、誠心誠意、「東御市創生」を進めてまいりますので、関係各位におかれましては、今後とも格別なるご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、本定例会にあたっての施政方針と致します。

令和4年2月18日

東御市長 花岡 利夫